

## 工賃向上計画支援事業の実施について 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p style="text-align: right;">障発0411第5号 平成24年4月11日</p> <p style="text-align: center;"><u>一部改正</u> 障発0331第45号 <u>平成26年3月31日</u></p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長</p> <p style="text-align: center;">工賃向上計画支援事業の実施について</p> <p>平成24年4月11日障発0411第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』にて「工賃向上計画」の指針をお示ししたところであるが、この具体的な取組のため「工賃向上計画支援事業実施要綱」を定めたので、事業の運営に遺漏なきを期されたい。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成19年7月6日障発0706005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「工賃倍増5か年計画支援事業の実施について」は廃止する。</p>	<p style="text-align: right;">障発0411第5号 平成24年4月11日</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長</p> <p style="text-align: center;">工賃向上計画支援事業の実施について</p> <p>平成24年4月11日障発0411第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』にて「工賃向上計画」の指針をお示ししたところであるが、この具体的な取組のため「工賃向上計画支援事業実施要綱」を定めたので、事業の運営に遺漏なきを期されたい。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成19年7月6日障発0706005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「工賃倍増5か年計画支援事業の実施について」は廃止する。</p>

改正後	現 行
<p>(別紙)</p> <p>工賃向上計画支援事業実施要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 事業の内容  工賃向上計画支援事業の事業内容については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 基本事業  (略)</p> <p>(2) 特別事業  複数の事業所が共同して受注、品質管理等を行う「共同受注窓口」の整備及び継続できる体制の確立に係る事業</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>(別紙)</p> <p>工賃向上計画支援事業実施要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 事業の内容  工賃向上計画支援事業の事業内容については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 基本事業  (略)</p> <p>(2) 特別事業  <u>ア</u> 複数の事業所が共同して受注、品質管理等を行う「共同受注窓口」の整備及び継続できる体制の確立に係る事業  <u>イ</u> <u>工賃引き上げの取組を活用した好事例の紹介、説明会</u>  <u>ウ</u> <u>事業所経営者のための経営意識の向上研修等事業</u></p> <p>4～7 (略)</p>